

令和3年9月26日

株式会社笹川組 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育ての両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年9月26日～令和5年9月25日まで
2. 内容

目標1：残業削減をより推進するため、週に1日「早帰りの日」として厳守する。

<対策>

- 令和3年度 毎週木曜日を早帰りの日運用と結果検証
- 令和4年度 未達成者への、管理職による業務見直し措置の実施

目標2：所定外労働時間削減のため、さらなる会議体の業務改善の実施

<対策>

- 令和3年度 各種会議設定のルール（業務時間内、上限時間など）の見直し
- 令和4年度 同上